

県名	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十四年
岡山縣	三五三九	五一二二	五六六八	四三六四	二八二六	一六四七	一一〇四	八七九	二、四三七	一、四三三	二、六二七	二、六三三
廣島縣	八八四	一二四六	九二七	四二二九	二二四四	一五三六	一一三三	九九九	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
山口縣	二四一	四一二	三〇六	一七二二	二二四四	一五〇六	一一三三	九九九	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
徳島縣	一八八二	二二六五	一、〇六五	四二二九	九三	三〇二	八二七	二二七	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
香川縣	一一〇	八六一	一六〇	七四七	六三二	四八九	四三〇	六九〇	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
愛媛縣	二二三五	四一〇三	四六〇	三三七一	二八七	一三三	八九五	一六七	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
高知縣	六四三	一六一	一三七	三三七一	二八七	一三三	八九五	一六七	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
福岡縣	九六四	一四六一	一、六二七	四九六	三七四	一八〇	一三五	一〇八	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
佐賀縣	二五	五八三	二二六	一〇七五	四七〇	二四五	一七九	一四六	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
長崎縣	一二	二九	七九〇	二四九	四〇八	二四九	一八	一三〇	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
熊本縣	一一八	一四八	二五〇	一七九〇	二六八	二四九	一八	一三〇	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
大分縣	一一三	二〇五	一四六	一三〇四	六四五	四三	二五	一三〇	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
宮崎縣	一四五	二四六	一四六	一三〇四	八九	四三	二五	一三〇	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
鹿兒島縣	五一	九三	一四六	一三〇四	八九	四三	二五	一三〇	二、〇一六	一、〇九九	二、二九六	二、二九六
沖繩縣												

厚生省労働局の産業別労働者調

厚生省労働局の調査になる昭和元年以降昭和十四年
末までの「産業別労働者調」は次の如くであるが、本集
計は昭和十三年までは「工場鑛山労働者調」とよばれて
ゐたもので、昭和十四年より集計分類法に多少の變更

を見、その名稱も右の如く改められた。随つて累年比
較に當つては昭和十三、四年の間に集計範圍上の多少
の不一致あるを注意されたい。即ち昭和十三年までは
「工業労働者」として一括されてゐたものは十四年以降
「工場」及び「其の他」に細別さるゝに到れる爲、本表中の
「工場労働者」の範圍は十四年以降その範圍を多少狭く

してゐる。が反之、十三年までは「日傭労働者其の他」
の中に一部分加へられてゐた瓦斯、電氣、水道業關係
の労働者は十四年以降は工場労働者中へ加へられてゐ
る。また「日傭労働者其の他」の欄中には昭和十三年ま
での分には若干の府縣に於ては農林、水産、公務、商
業の若干の日傭労働者が誤り加へられてゐる。